

佐賀県告示第 441 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可申請があったので、同条第 4 項の規定により、申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を一般の縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、佐賀県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和 3 年 12 月 7 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 許可を受けようとする者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社大島産業

神埼郡吉野ヶ里町吉田 2133 番地口第 1

代表取締役社長 大島 権人

- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

神埼市脊振町服巻字小杉 2133 番 1、2133 番 3、2134 番及び 2138 番 1

- 3 産業廃棄物処理施設の種類

焼却施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 7 条第 3 号、第 5 号、第 8 号及び第 13 号の 2 に掲げる焼却施設をいう。）

- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、動物のふん尿、動物の死体及び感染性廃棄物 以上 17 種類（水銀使用製品産業廃棄物（水銀回収が義務付けられているものを除く。）及び水銀含有ばいじん等（水銀回収が義務付けら

れているものを除く。)を含み、石綿含有産業廃棄物を除く。)

5 申請年月日

令和3年7月9日

6 縦覧の場所並びに期間及び時間

(1) 縦覧の場所

佐賀県県民環境部循環型社会推進課(佐賀市城内一丁目1番59号)及び
神崎市市民福祉部生活環境推進室(神崎市神崎町鶴3542番地1)

(2) 縦覧の期間及び時間

令和3年12月7日から令和4年1月6日まで(ただし、土曜日、日曜日
及び12月29日から1月3日までの日は除く。)の午前8時30分から午後
5時15分まで

7 意見書の提出

(1) 提出期限

令和4年1月21日

(2) 提出方法

持参又は郵送(提出期限日の消印有効)

(3) 提出場所

佐賀県県民環境部循環型社会推進課(郵便番号840-8570 佐賀市城内一
丁目1番59号)又は神崎市市民福祉部生活環境推進室(郵便番号842-8601
神崎市神崎町鶴3542番地1)

(4) 意見書に記載すべき事項(日本語で記載すること。)

ア 意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表
者の氏名

イ 意見書を提出する対象施設の名称

ウ 対象施設の設置に係る具体的な利害関係

エ 生活環境の保全上の見地からの意見